



憲法・教育基本法改定を考える

- 福音的視点から -



2006年6月

イエズス会社会使徒職委員会
憲法・教育基本法改定に関するタスクチーム

憲法・教育基本法改定を考える - 福音的視点から -

イエズス会社会使徒職委員会
憲法・教育基本法改定に関するタスクチーム編

発行日 2006年6月1日
発行者 イエズス会社会司牧センター
〒162-0054 東京都新宿区河田町 7-14
電話 03-3359-7655
FAX.03-3358-6233
e-mail:pyopyo@m78.com
<http://www.kiwi-us.com/~selasj>

<目次>

はじめに	2
第1章 改憲問題と福音的・イグナチオ的識別	
1. 教育基本法改定と憲法改定のつながり	5
2. 自民党新憲法草案	5
3. 改憲で何が目指されているのか	7
4. 誰が改憲を望んでいるのか	9
5. 改憲の結果として懸念されること	11
6. イエスが告げる神の国という展望のもとで	12
7. 祈りと識別	19
第2章 教育基本法の与党改定案についての考察	21
第3章 現行憲法・教育基本法と改定案との比較	
1. 自民党憲法改定案(要点のみ)	25
2. 与党教育基本法改定案(全文)	29
資料	
日本カトリック司教協議会社会司教委員会『平和と現代の日本カトリック教会 教皇「平和アピール」に答えて』(1981年7月10日)〈抜粋〉	38
日本カトリック司教協議会社会司教委員会2003年カトリック平和旬間メッセ ージ『本当にこの道でいいのでしょうか』〈全文〉	39
日本カトリック司教団戦後60年平和メッセージ『非暴力による平和への道～今 こそ預言者としての役割を』(2005年)〈全文〉	41
日本カトリック司教協議会社会司教委員会編『非暴力による平和への道 今こそ 預言者としての役割を - 司教団・戦後60年平和メッセージを読み深めるために』 (2005年7月31日) / 第2章 国際関係における平和(谷大二さいたま司 教)〈抜粋〉	46
イエズス会日本管区長『憲法および教育基本法の改正について』(2006年5 月12日)〈全文〉	50
「九条の会」アピール	51

はじめに

2006年の日本全体にとって最も大きな課題の一つは憲法改定であり、教育界にとっては教育基本法改定でしょう。憲法改定はここ数年、現実味をおびた議題として政治日程に上っています。教育基本法は、早ければ本書が発行される6月にも改定案が成立しようとしています。まさに今、日本は節目の時期を迎えようとしています。

憲法ならびに教育基本法は、戦後の日本の民主主義、平和主義、基本的人権の尊重のあり方を方向付けてきました。ですから、この両法の改定は、日本社会の今後の進路そのものを方向転換することに他なりません。

憲法の改定は第一に、日本国民の幸福のみならず、日本に住むすべての人の幸福に直接関係します。憲法は基本的人権や生存権を保障していますが、自民党の改定案によれば、権利に対して義務がより強調され、個人の人権に対して公益や公の秩序がより強調される(12条、13条)など、抑圧された人々や弱い立場の人々の幸福が、さらに危機的な状態に陥らないか、懸念されています。また、憲法(特に戦争と戦力の放棄を定めた9条)の改定は、世界、特にアジア周辺諸地域に大きな影響を与えます。自民党案では、戦力の不保持が削られ、安全保障が強調されて、自衛軍の保持が明記されているからです。

他方、教育基本法の改定も将来の日本のあり方に大きな影響を及ぼすでしょう。与党案には、第一に、「道徳心」、「公共の精神」、「伝統文化」、いわゆる「愛国心」など、特定の伝統的価値観が多く盛り込まれています。第二に、学校教育や社会教育の公共性を薄め、予算削減や民間企業の参入を招きかねない改定点が見られます。第三に、教育の独立性と批判的精神の育成を押さえ込むのではないかと危惧される改定点が見られます。

こうした改定の動きの奥底にどのような力が働いているかを、私たちは識別しなければなりません。これに関して、イエズス会日本管区の住

田管区長も会員宛に5月12日付けで、この問題に関心を持ち、祈りのうちに熟慮し、多くの人と分かち合うことを勧める手紙を出しています。このための資料として、本書が参考になればと、昨年初めに結成されたイエズス会社会使徒職委員会内の「憲法・教育基本法改定に関するタスクチーム」(以下「タスクチーム」: 梶山義夫、光延一郎、ピセンテ・ボネット、下川雅嗣)が執筆し、イエズス会社会司牧センターが印刷・発行しました。

この本は、イエズス会日本管区や社会使徒職委員会のいわゆる「公式見解」ではなく、みなさんの考察と識別の材料、議論のたたき台として、編集しました。ただし、読んでいただければわかりますが、今回の改定に関して、私たちが問題点と思われる事柄を中心に記しています。改定推進の立場の方々の考えは、改定案そのものに表れているし、マスコミなど、いろいろなところで既に聞かれていると思います。それらのマスコミ報道とこの本に記載されている、私たちの考える問題点の両方を材料にして、考えていただければと思います。

本書はイエズス会員とイエズス会員とともに働いておられる多くの方が、そしてさらに広くカトリック教会のみなさんに配布することを念頭に置いて書きました。日本のカトリック教会は、多くの教育機関や地域の教会で使徒的な働きをしており、今回の憲法・教育基本法改定には大きな関心があるだろうと思ったからです。

この問題については、すでに多くの市民団体がさまざまな角度から考察し、書籍やホームページなどで意見を発表しています。タスクチームは、そうしたさまざまな書籍やマスコミ報道、市民運動の意見などを集めると同時に、イエズス会第34総会(1995年)の公文書とその日本への適応版、2005年6月に出された日本カトリック司教団の戦後60年平和メッセージ、聖イグナチオ・デ・ロヨラの『靈操』、そして何より福音書の光に照らして、「イエスが教える神の国の福音のメッセージ」というキリスト者独自の視点から考えています。一般のみなさんにも、キリスト教的視点からの一考察として参考にしていただければ幸いです。

この本に対するご意見・ご批判があれば、どうぞ遠慮なくお寄せください。私たちタスクチームもみなさんといっしょに、さらなる考察と識別を深めていきたいと願っています。また、学校や教会、その他のグループでお使いになる場合は、まとまった数をお送りいたしますので、ご遠慮なくお問い合わせください。ご意見・お問い合わせは以下にお寄せください。

イエズス会社会司牧センター(柴田)
〒162-0054 東京都新宿区河田町7-14
FAX.03-3358-6233
e-mail:pyopyo@m78.com

イエズス会社会使徒職委員会
憲法・教育基本法改定に関するタスクチーム

2006年6月

第1章 改憲問題と福音的・イグナチオ的識別

1. 教育基本法改定と憲法改定のつながり

次章で明らかにされる通り、改憲推進勢力からすれば、教育基本法改定と憲法改定は一続きのプロセスです。それは、教育基本法前文にはこの法律の目的が「日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため」とあり、また同じく前文で、日本国憲法の理想の実現は「教育の力にまつべきもの」とされている通り、教育基本法と日本国憲法とは不可分の関係にあるからです。それゆえ、教育基本法を今変えようとするには、改憲への地ならしという目的があるのでしょう。その点では、同じく上程が準備されている「憲法改正国民投票法」案も、改憲推進の気運をつくり、外堀を埋めると同じ目的において連動していると言えます。これら教育基本法の改定、憲法改正国民投票法制定、そしてその集大成とも言える日本国憲法改定は、後述の通り、一つの目標を目指して連なっています。

2. 自民党新憲法草案

それでは、その最終目標である日本国憲法は、どのように変えられようとしているのでしょうか。改憲論争には長い歴史と様々な論点がありますが、今、最も現実味をもって提示されているのが、先の総選挙で大幅に議席を伸ばした自由民主党が2005年10月28日に発表した新憲法草案です。以下、その改定骨子を挙げてみましょう。

前文：象徴天皇制を維持。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という基本原則の継承。しかし「国民は帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有する」と言われず。現行憲法の不戦の決意、平和の追求、「人類普遍の原理」としての国民主権と民主主義への言及は削除されています。

安全保障(第9条):第1項の戦争放棄は維持。しかし第2項で「自衛軍」の保持を明記。現行憲法を「平和憲法」として特徴づける「戦力不保持」は削除。「自衛軍」の活動について、自民党は集団的自衛権の行使も含むとしています。これによって、これまでの米軍への協力で自衛隊が受けている制約が解かれ、イラク

戦争のように合法性・正当性の疑わしい武力行使を伴う海外活動への参加も違憲とされなくなるでしょう。しかし「公の秩序の維持」という名目のもとに、治安維持のために武力が国民に向けられることも考えられます。また「不戦の誓い」が削除されることで、近隣諸国との緊張が高まり、これまでの「自衛のための必要最小限度の実力」に対する歯止めがはずされて、軍拡が際限なく進むことも予想され得ます。

国民の義務と権利(第12条、13条):「国民の責務」として「自由及び権利には責任が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う」(12条)と言われ、また「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」(13条)とされています。現行憲法の「公共の福祉」は「公益及び公の秩序」と言い換えられ、社会秩序の維持と全体の利益を強調しています。

国家の意思に自発的に従う国民の育成が必要となり、そのために教育基本法改定も画策されますが、この先には、国家による様々な人権の制限や徴兵制の導入も想定され得ることでしょう。また、この条文の背後には「義務を果たせない者は、公益及び公の秩序を害する者だから、権利も与えない」という考えがありますが、これにより今日貧富の格差が進行する中で、貧しい生活を強いられる人々の生存権や労働権などの基本的人権が、治安維持の名のもとにますます脅かされるおそれがあります。

国民の権利(第19条1項、21条2項、25条2項、25条3項、29条2項):新たに個人情報保護、知る権利、環境権、犯罪被害者の権利、知的財産権などを規定。これらの権利を新たに明記することにより、一見、国民の権利が増えるように見えます。しかしながら、上記で述べたように、これらすべての権利、そして生存権さえもが、新憲法案では公益及び公の秩序の範囲内に制限されるようになるのです。これは特に生存権を脅かされているような貧しい人々、社会的に不利な状況に置かれている人々にとっては、恐ろしいことでしょう。また、第9条改定には、やはり

未だに国民の抵抗が大きいですが、これら新しい権利と抱き合わせで（個別条項ごとの投票ではなく）「一括」方式の国民投票で改憲してしまおうという底意が、「憲法改正国民投票法」の策定推進とつながって見え隠れします。

政教分離（第20条3項）：国及び公共団体は「社会的儀礼を超えず」「特定の宗教を援助、助長または圧迫、干渉」しないかぎり、宗教的活動を許容するとされます。これによって、首相の靖国神社参拝が可能になりますし、そこから戦前のように学生生徒が参拝を強制されることになるかもしれません。

内閣総理大臣の権限の拡大（第54条第1項、第72条）：首相が、衆院の解散権、自衛軍の指揮権限をも持つこととなります。

軍事裁判所の設置（第76条3項）：戦前の軍法会議の再設置であり、軍の自律性を確立するためのものです。

改正要件の緩和（第96条）：「各議院の過半数の賛成（現状は3分の2）で国会が議決し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票において、その過半数の賛成を必要とする」。歴史的な大勝利となった2005年9月の衆院選でも自民党は480議席中296議席で、約6割でした。公明党の31議席を加えてようやく「3分の2」に届きます。しかも、参院では過半数割れしている状況です。そうならば、いっそ議決要件を緩めて改憲しやすくしようというのがこの草案でしょう。世界各国の憲法改定議決要件は、過半数の賛成で成立というのは、ニュージーランド、イスラエルなどごく少数派。大部分は「5分の3」（ブラジル）、「4分の3」（フィリピン）などハードルは高いのです。

3. 改憲で何が目指されているのか

以上から、この自民党新憲法草案が目指しているあり方を次のように整理できるでしょう。

不戦による平和追求よりも、「国民は帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有する」と言われる国家主義。

「自衛軍」による戦争参画。

国民が互いの人権を尊重しあうところに基礎をもつ人権の相互調整としての「公共の福祉」ではなく、国に国民が人権の制限を進んで提供すべきだとする「公益及び公の秩序」の優先。

政教分離の曖昧化による、戦前の国家神道のイデオロギーへの回帰や新たな宗教迫害・弾圧の可能性。

戦争遂行に有利なトップダウン的指揮系統。

多数派が自分たちの意思をより容易に実行できる法体制。

戦争しやすい国にする すなわちこの改憲が目指しているのは、日本という国を、支配権を握る勢力の意思に従って戦争のしやすい、またそのために国民の意志をも統制しやすい国に変えるということではないでしょうか。

憲法の基本原理を逆転させる とりわけ多くの識者から指摘されているのは、この草案では「非武装による平和追求」と「国民の人権の尊重」という日本の過去の戦争による惨禍への切実な反省から生み出された日本国憲法の中心的な特徴が「自衛軍による安全保障」と「公益の優先」へと180度反転してしまっていることです。すなわち、「本来、憲法とは国民が国家に対して権力を制限するためのルールである」という立憲主義の根幹としての国家 - 国民関係を逆転させるものだというわけです。

本当の「憲法改正」？ かたくなな「護憲」ではなく、真の意味での「憲法改正」、すなわち現憲法が宣言する「平和主義」や「民主主義」という特長をさらに深化徹底させるための改正は望ましいことでしょう。しかしこの草案のように、憲法の基本精神を根底から逆方向に転覆させるような改変は、「改正」どころか日本国憲法自身が許容しえない日本国憲法の否定であり、むしろ復古的なクーデターと呼ぶのがふさわしいものです。政治家や支配層の思惑に任せて、このような方向での「憲法改正」を許してしまうのではなく、憲法問題をわたしたち一人ひとりの問題としてとらえ直し、議論を深めていくことが、今、強く求められているのではないのでしょうか。

4. 誰が改憲を望んでいるのか

現時点では、国民の大多数から湧き上がる、差し迫った要求として改憲が求められているわけでもなく、教育の当事者たる児童・生徒の保護者や教員から教育基本法を変えるべきだとの強い要望があるわけでも、また国民投票法がないことによって国民の憲法改正権が侵害されたと問題になっているわけでもありません。改憲の一連の動きは、国民全体から見れば少数派である国を支配している側の勢力が、自己の権益拡大のために、日本国憲法の理念に反する数々の既成事実を積み上げながら意図的に仕掛けていることで、多くの国民は、それに乗せられているというのが実情ではないでしょうか。改憲をめざす人々の中にもさまざまな主張と論争があり、自民党新憲法草案もそうした多様な立場の一つの妥協の産物でしょう。ともあれ、この改憲草案の実現を目指す人々のメイン・ストリームが誰であるかを確認するのは重要でしょう。改憲草案の最終的な意図は、これを画策している人々の望みと密接にかかわっているでしょうから。

グローバルな覇権戦略の一翼を日本に担わせようとする超大国 小泉首相の就任以後、それ以前はむしろタブーに近かった改憲論議が一挙に吹き出したのは明らかでしょう。改憲を首相や政府に迫る一番大きな力はやはり米国政府ではないでしょうか。米国は、特に最近、自国の利益を中心とする視点で行動し、覇権主義や国連からの独立行動も辞さない戦略をとることが多いように思えます。そしてその米国は、アジア情勢についても、戦後の早い時期、中国や朝鮮半島の情勢に危機感を抱いたときに、軍事拠点としての日本の再軍備と憲法改定の方針をすでに戦略的に決めていたと言われていました。その圧力は戦後ずっと続きましたが、最近の改憲論議の口火を切ったのは、2000年10月のいわゆる「アーミテージ・レポート」(米国国防大学・国家戦略研究所〔INSS〕スペシャル・レポート「合衆国政府と日本 成熟したパートナーシップに向けて」)だそうです。この報告書は「集団的自衛権を禁じていることが両国の同盟協力を制約している」と集団的自衛権の行使をはっきり求めるものでした。2001年4月に成立した小泉政権は、米国からのこの強い追い風を受けて、最初の首相記者会見で憲法第9条の改定を主張し

ましたし、その後はブッシュ大統領の要求のままに自衛隊の海外派兵を強行したわけです。小泉首相は、2003年8月には自民党結党50周年をめぐりに「憲法改正案」をとりまとめることを指示し、それが今回の「自民党新憲法草案」となりました。ブッシュ政権の前国務副長官アーミテージ氏や前国務長官パウエル氏は、その後も「日本が国連安保理事会の常任理事国になるためには憲法第9条の改定が不可欠である」と直接間接に語って圧力をかけ続けています。イラクでの軍事行動、さらにイランや北朝鮮など、将来的に米国の安全と利権を脅かす国々との紛争解決に、日本を利用しようというわけでしょう。

財界 改憲あと押しの第二の勢力は、財界でしょう。企業の海外活動が進み多国籍化していることから、そのための安全保障を米軍だけに頼ることの弱みをただすために、特に湾岸戦争以後、財界は「今こそわが国は新しい国際平和と地球の繁栄のために、果敢に行動する国家に変貌しなければならない」(1991年5月経団連総会決議)などの発言を強めました。経済同友会は、すでに1996年4月に、安全保障問題調査会の報告書で集団的自衛権行使の見直しを主張しました。最近では、日本経団連が、「私は改憲論者」と公言している奥田碩会長のもとで、「戦力不保持」を定めた憲法第9条2項を改め「自衛隊の保持」と「集団的自衛権行使」を憲法上明示すること、また改憲を行いやすくするために96条で定める発議要件の緩和も求めるべきだとする、まるで「自民党新憲法草案」を先取りするような提言を行っています(日本経団連・国の基本問題検討委員会報告書「わが国の基本問題を考える」2005年1月、ホームページ閲覧可：<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005/002/honbun.html>)。経済同友会も2001年4月に設置された「憲法問題調査委員会」が同様の提言書を発表しています(ホームページ閲覧可：<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2001/020422a.html>)。日本商工会議所も2004年12月に「憲法改正についての意見 - 中間取りまとめ - 」(ホームページ閲覧可：<http://www.jcci.or.jp/nissyyo/iken/041217kenpouchukan.pdf>)で同じ趣旨の提言をしており、経済三団体は足並みをそろえて「軍産複合体」の形成、「武器輸出三原則」の廃止による軍需をてこにした利益拡大という「死の商人」への道を進もうと各方面に働きかけているようです。もちろん、政府介入を出

来るだけ減らし（小さな政府）、市場原理にすべてを任ず、強者の自由を徹底的に重視する「新自由主義」の浸透も財界にとっては望むところでしょう。

このような勢力の要求は、それを受けとる与党や野党の議員たち、すなわち対米追従には反対であっても日本を戦前と似た体制に引き戻したいと考えている議員たち、また小さな政府を標榜し、企業活動を第一に考えたい議員たちと結びつき、またそれを一部のマスメディアが煽ることで、日本の政財界の支配層・支配機構がこぞって改憲を大合唱するという事態を起こしています。それが、とうとうここにきて、改憲という目標達成のための重大布石である、教育基本法改定と憲法改定、国民投票法制定にまでコマを進めてきたというわけです。

「新自由主義」と「国家主義」以上から、これら改憲勢力が憲法や教育基本法の改定によって目指していることは、

グローバル化した国際経済競争に勝ち抜くために「新自由主義」的な、つまり強い者がますます栄え、弱い者はますます低い地位に甘んじざるをえない、あるいは見捨てられてもやむをえないとする体制をつくること。

そのために、同じくグローバル化した国際市場秩序を維持するための「国家主義・民族主義的」軍事と統治の体制をつくることでしょう。

の「新自由主義」的な体制を実現するための労働力供給、あるいは人材選別体制を正当化しようとするのが今度の教育基本法の改定であり、その基礎として、社会の中心的な価値観を、すなわち有事に適合可能なものへと根本から変えようとするのが日本国憲法改定という企てでしょう。

5. 改憲の結果として懸念されること

以上から改憲の結果として予想されることをまとめてみれば、次のようになると思います。

対米従属（日米軍事同盟の強化）

徴兵制導入、軍国主義復活（政治の右翼化）

軍産体制

国民の基本的人権侵害（新自由主義の徹底による社会格差の拡大、教育の不平等など）

東アジアでの日本の孤立

特に国民の基本的人権侵害への危惧については、例えば、すでに憲法改定に先立って、2006年4月から新たに施行された「障害者自立支援法」では、「応能から応益」負担への大転換を謳い、生活保護水準さえも確保されていないきわめて低所得の障害者に、トイレや外出することも「益」であり、作業所に働きに通うことも「益」であるとし、「応益（定率）1割負担」を強要しています。また「国旗・国家」法案の審議の際に、当時の小淵首相があれほどはっきり「学校現場での強制はない」と明言したにもかかわらず、例えば東京都教育委員会は、2003年以来この件ですでに344名（2006年3月末まで）もの教員の懲戒処分を行っているという事実があります。国の最高法規である憲法19・20条が「思想・良心・信条の自由」を保障し、教育基本法10条が公権力などによる教育への「不当な支配」を禁じているにもかかわらず、教員自身が起立・斉唱しない場合だけでなく、生徒にそれをさせることのできない教員も処罰されるという事態が毎年繰り返されているわけです。教員自身と生徒の良心は、そこで二重に強制を加えられているわけであり、家族・親族を人質にした、かつての「踏み絵」キリシタン弾圧と同様の卑劣な精神的暴力が、現代のこの日本でまかり通っています。教育基本法と日本国憲法が変えられてしまったら、一体さらにどのようなことが起こるのでしょうか？

6. イエスが告げる神の国という展望のもとで

差別化を推進する社会 改憲を望む人々がつくろうとしている社会とは、できるだけすべての人が平等に豊かに暮らせることを目標にしてきた、これまでの日本の国づくりとは明らかに趣を異にしています。政府は、憲法25条第1項が定める「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ことの保障責任を放棄し、社会・経済システムを市場の原理に委ねるという「改革」を推し進めています。競争力を促進させるために、企業への規制緩和や減税は行われますが、その分、福祉・教育予算を含めて社会政策部門への財政支出が抑えられてい

きます。「ゆとり」という名目で公教育のスリム化が計られています、大学の序列構造はそのままですので、子女に有力大学を目指させることのできる人は、塾や私立学校のための教育費をまかなえる階層に片寄っていきます。福祉もビジネス化が進み、上質なサービスを「買う」ことのできる人々は限られます。結局、こうした社会は、いたるところで競争を強要する社会なのでしょう。そしてその競争の先に、戦争という究極の競争決着の方法までもが想定されているということなのではないでしょうか。「新自由主義」の自由とは、強者の自由であって、その社会では人々は絶えず「あなたも早くゲームに参加してその自由を獲得しましょう」と強要されます。しかし、もちろん皆が「勝ち組」になれるわけではないので、そのひずみや矛盾に苦しむ人々も大勢です。競争政策の推進とともに、生き残っている企業の景気は良くなってきているようですが、野宿者はほとんど減りません。雇用の不安定化も進む一方です。また自殺者が毎年三万人を越えていることや、身近に異常な殺傷事件が引き続くのは、社会の深いところにこうした不安の根があることと無関係ではないでしょう。

イエスはどう生きたか イエスの生きた時代も、問題は根本的には同じだったでしょう。

サドカイ派と呼ばれる貴族祭司階級や金持ちの名士である長老などは、農地を合併して大土地所有者となった金持ちでした。金持ちたちは、穀物を倉に寝かせて投機対象として価格を吊り上げたり、また交易にも携わって巨利を得ていました。もちろん彼らの利益は、当時のグローバル化の覇者、ローマ帝国のコントロールの下にあるわけでした。イエスの死後30数年でイスラエルの国は崩壊しますが、その時代の社会経済は、一部の金持ちに富が集中し、生産手段を失った人口層が膨れ上がっていたと言います。大土地所有者によって、独立自営農民は圧迫され、土地を手放し、やがて小作人や負債奴隷、あるいは日雇い労働者や売春婦に身を落としていったわけです。当時ひんぱんに起こった暴動やメシア運動もこうした背景が原因だったのでしょう。落ちぶれて、生活の悪条件が重なると、病気にもなります。こうして多くの人々が、もはや社会的に這い上がることのできない者、宗教的にも律法の規定を実行できない「罪人」とみなされ、誰からも助けを得られない、見捨てられた者

となっていたのです。愛のない社会に生きざるをえなかったこうした人々を見て、イエスはどうなさったでしょう？ 彼は「群集が、飼う者のない羊のように弱り果てて、倒れているのを見、彼らを深く憐れんだ」（マタイ9・36）のでした。

あわれみがひらく交わり 教育基本法や憲法をどうするのかという、日本社会のこれからの歩みにとって重大な決断が迫られているときに、その状況を、イエスが神と人間世界に対してもっていた展望から照らししてみることはきわめて大切でしょう。福音書、とくにマルコを初めから読んでいけば、イエスのなさったことが、まず貧しい人々とのかかわりの連続であったことに改めて驚かされます。イエスがががかわったのは、威信と名誉がなにより大事な中東社会で、他人に頼ってしか生きていけない、今日なら人間の尊厳を奪われたと言われるような人々が中心でした。そういう人々に対して、イエスは幾度も「泣くことはない」、「心配しなくてよい」、「おそれることはない」と励まします（ルカ7・13、マルコ5・36、6・50、マタイ6・25 - 34など）。現代で言えば六本木ヒルズのような建物があったのでしょうか、神殿の建物の壮麗さにイエスは心を動かされませんでした（マルコ13・1 - 2）。その神殿の献金箱へ最後のお金を投げ入れた貧しいやもめの姿には心を動かされました（マルコ12・41 - 44）。イエスは、こういう貧しい人々の人間らしいふるまいにハラワタから感動される（ルカ15・20）。ご自身も実に人間的な方だったのでしょう。そして貧しい小さな人々も、そうしたイエスとのかかわりのうちに「自分がありのまま生きてよいのだ、神は私を罪人として見捨てておられない」といういやしとゆるし、すなわち自分が縛られていたものからの解放を感じたのでした。

キリスト教の「憲法」とも言われるイエスの「山上の説教」の言葉に耳と心を聞いてみましょう。

「心の貧しい人々は、幸いである、天の国はその人たちのものである。

悲しむ人々は、幸いである。その人たちは慰められる。

柔和な人々は、幸いである。その人たちは地を受け継ぐ。

義に飢え乾く人々は、幸いである。その人たちは満たされる。

心の清い人々は、幸いである。その人たちは神を見る。

平和を実現する人々は、幸いである。その人たちは神の子と呼ばれる。

義のために迫害される人々は、幸いである。天の国はその人たちのものである。

私のためにののしられ、迫害され、身に覚えのないことであらゆる悪口を浴びせられるとき、あなたがたは幸いである。喜びなさい。大いに喜びなさい。天には大きな報いがある。あなたがたより前の預言者たちも、同じように迫害されたのである。」(マタイ 5・3 - 12)

イエスの神の国 イエスが告げ知らせた「神の国・支配」とは、まとめてみれば次のようなものだったと言えるでしょう。

痛み・落胆・心配・コミュニケーションの困難・非人間化する力など、人間が人間であることを妨げるものからのいやしと解放。その根底にある、イエスを通して出会われた神と人との全く新しい関係。それは、人間全体を受け取りゆるす神の近さそのものであり、その神との交わりにおいて人間はまっすぐにされる。

そこから新たにされた人間同士の他者に対するかかわり方。敵対と不正から、和解と平和へ。

「天の宴」でイメージされる、死の支配からの解放、生命の溢れ、人間同士の喜びの分かち合い。

このイエスの「神の国」のもとで、貧しい人、虐げられた人、そのほか人間として「尊敬」されることにはまるで関係のなかった人々が、みな安らぎを感じ、最も深い喜びを体験したのです。神学者のスキレベークスは、「イエスのもとに集う者たちの中には悲しみはありえなかった」と言っています。イエスは、人間であること以外に何のとりえもない人々、他から排除されている人々、この世の誰ともつながりのない人々と連帯することで、人類すべてを包含すべき「神の国」をお示しになったのでしょう。

ですからイエスが弟子たちに託したこの「神の国」建設の使命は、人々を悔い改めに導き、神と和解させる使命であり、それによって人々の間に真理と正義、自由と愛に基づく平和を実現する任務です。2000年間の歴史のなかで、数多くの善意の人々がこの使命に積極的・献身的に

かかわってきました。今日のキリスト者も、人々を神との和解に導き、そしてさまざまな分野で社会に平和を実現するよう努める使命を受けています。教育を通して、平和を実現することに自らの使命を見出す若者を育てる使命を受けています。

神の国とサタン(悪魔)の国 この「神の国」をイエスは、具体的な社会・政治構造をもたない宙に浮いた抽象概念として思い描いていたわけではありません。それは、ヨハネ福音書がひんぱんに使う「この世」(ヨハネ 18・36など)の価値基準が支配している場とははっきり対立する、現実的な政治概念として用いられています。すなわちこれは「サタン(悪魔)の国」に対応する語です。イエスは、ご自分のいやしのわざがサタンの家あるいは国への押し込み強盗である(マルコ 3・27)とおっしゃっている通り、ご自分の解放活動をサタンの支配との戦いだと見ておられたのです。

人間が神に代わって世界の中心となり、自分の望みの通りにふるまっているとき、その場は結局、神に逆らうサタンの国の状況となります。そこで、貧しい人々や虐げられた人々は苦しみ始め、悪霊が人々を支配して社会のうちに理性の欠けた魔の状況が起こり、指導者たちは偽善、冷酷、盲目に陥り、さらに支配者たちの心ない強欲と抑圧が広がるなど、この世の悪があらゆる姿、形をとって現れます。このサタンの支配には存在の根がないので孤独であり、それゆえ仲間を求めて拡散していきます。特に権力者のもとでは、サタンの働きは活発になります。歴史上のすべての国でそうであったように、彼らはサタンからそそのかされ、手なずけられ、いつしか悪魔的な目的にかなうように人々を支配して、自らサタンをひれ伏し拜むようになります。

イグナチオの「二つの旗の黙想」 イエズス会の創立者イグナチオ・デ・ロヨラも、こうした現実におけるサタンの国と神の国のせめぎ合いをはっきりと見ていた人でした。それが最も明確に語られるのは、彼が書いた『靈操』という祈りの指導書の中の「二つの旗」という黙想です。『靈操』とは、イグナチオが回心によって自分がキリストの弟子であることに目覚めた経験をまとめた書物であり、同時に宗教的な修練法です。この方法に基づいて、イエズス会員をはじめ多くの信徒や司祭・修道者が、毎年自分の生活を霊的に刷新させています。今、わたしたちがイエスに従ってこの世界の現実、特に憲法や教育基本法という国の骨格を決

定する価値観をめぐる状況を見通そうとするときに、世界の中でくり広げられているあらゆる動向の意図を人間の中にある善霊と悪霊の普遍的な戦いから識別しようとする、このイグナチオのビジョンを参照するのは有益なことでしょう。

「バビロンのあの広い野営地で、すべての敵の首領が炎と煙の大きな座についているかのように想像し、すさまじい姿を思い浮かべなさい。ルシファーが数多くの悪魔を呼び集め、彼らをさまざまな町に配置し、全世界に送ることを考察しなさい。どんな地方や場所であろうと、ルシファーはその一つも見落とさないし、見逃すような人は一人もいない。ルシファーが彼らにする話について考え、人に網を投げ、鎖でつなぐよう勧めている様子を考察する。まず第一に、富の欲望をそそるように勧める。それは、もっと自然に世の空しい名誉を受け入れ、その後、底知れない高慢に陥るようにさせるためである。従って、第一の段階は富の段階であり、第二は名誉の、第三は高慢の段階であるが、この三つの段階からルシファーは他のあらゆる悪徳に人を誘い入れるのである」(『霊操』140～142)。

イグナチオはここで、擬人化されたサタンの頭領ルシファーが人々を陥れ、自分の陣営にからめとっていくありさまをまざまざと描いています。ルシファーは、人をまず(「私のもの」としたいという)物や富への欲へと誘い、やがて(「私を見よ」と思う)虚栄心と名誉欲でそそのかし、最後に他者をも支配する権力を与えることで、底知れぬ傲慢、エゴの奴隷への道を歩ませます。火と煙がたちこめ、おどろおどろしい姿をしたルシファーの座とは、欲望に縛られたがゆえに不透明となり混乱し、不安に陥った精神のありさまをかたどるものでしょう。

「わが主キリストがエルサレム地方の広い野営地に身を置かれるのを考察しなさい。目立たない場所であるが、主のお姿は麗しくおだやかである。全世界の主が使徒と弟子など、多くの人を選び、全世界に送り、あらゆる身分や社会的地位の人の中に聖なるみ教

えを広げておられることを考察しなさい。その仕事に遣わされるあらゆるしもべと友に向かい、わが主キリストが話される言葉を考察しなさい。彼らに勧めて下さるのは次のことである。すべての人を助け、まず第一に、彼らを完全な心の貧しさに導くように。そして、み旨にかなない、主なる神が彼らをその身分に選ぶことをお望みならば、実際の貧しさにも彼らを導くように。第二に、辱めと蔑みを望む心にまで導くように。なぜなら、この二つの段階から謙遜が生まれるからである。したがって三つの段階がある。第一は、富に対する貧しさの段階であり、第二は世の名誉に対する辱めや蔑み、第三は、高慢に対する謙遜の段階である。そして、この三つの段階から他のあらゆる善徳に人を導くように勧められる。」(『霊操』144～146)

サタンの首領ルシファーに対して、救い主キリストの働き方は全く逆です。穏やかで麗しい主イエスがおられる所には、平和・愛・喜びがあります。彼が人々をサタンの縄目から解放するための武器は、富と名誉と傲慢とは逆の道である「心の貧しさ」(あらゆる囚われからの自由)、「侮辱や軽蔑を望む心」(自我からの自由)そして「真の謙遜」(すべての人、すべてのものへの真の愛)です。それによって人々は、イエスのあわれみの連帯の中に入ります。

二つの旗のそれぞれの力は、今日の日本社会においてどのように働いているのでしょうか。二つの旗のダイナミズムは、この日本にどのような社会的雰囲気や常識をかもし出しているのでしょうか。

「イエス・キリストの託身の黙想」 またイグナチオは同じく『霊操』中で、地球の上に生きるすべての人間たちをありのままに見ていくために、「受肉についての黙想」をするよう勧めています。

「神の三つのペルソナが、人々で満ちている地球の全面を眺め、人々がみな地獄に落ちるのをご覧になり、人類を救うために第二のペルソナが人間となることを永遠から決められたこと、そして時が満ちて、天使ガブリエルを聖母のもとに使わされた様子を観想しなさい。……登場人物を見なさい。まず、服装と動作の様子

が非常に違う、地上の人々を見る。その中には白人もいれば黒人もいる。ある人は平和のうちに、ある人は戦争のさなかにおり、ある人は泣き、ほかの人は笑っている。健康な人もいれば、病人もいる。生まれたばかりの者もあり、死にかかっている者もいる。そのような様子を見なさい。」(『霊操』102、106)

この観想では、わたしたちが、神がイエス・キリストにおいてこの世界に入って来られた動機そのものに立ち戻り、神の眼差しから世界の人々の様子をしっかりと見るよう促されます。近視眼的に目の前の現実にとらわれてしまうことから一步退き、大局からものごとを見ていくことがたいせつです。わたしたちが、最も普遍的な視点、つまり神のあわれみに照らしてこの世の人々の様子を見るならば、その心の奥に働く力、さらに社会の奥に働く力にも気づくようになるでしょう。

7. 祈りと識別

以上から、今一度、改憲に向けられた足がかりとしての教育基本法改定、憲法改定、国民投票法という現今の差し迫った状況に目を向けましょう。これらに対して、わたしたちがどのような態度をとるかは、日本のこれからのあり方に大きな影響を及ぼします。またこれは日本社会のみならず、東アジアをはじめとする世界にもさまざまな影響を与えることになるでしょう。わたしたち一人一人は、信仰と正義を生きるために、イエスの弟子として受けている使命をどのように果たしていくかが問われています。そのために、イデオロギーや政治党派から自由になって、これらの動きの奥底にどのような力が働いているかを識別しなければなりません。わたしたちの心のなかにどのような思いがあるのかを見極められるように、神からの照らしを願いましょう。以下に、参考として質問事項を挙げます。

グローバル化が進む社会において、その政治と経済の動きのうちに、特に憲法と教育基本法の改定をめぐる議論のうちに、善霊と悪霊はどのように働いているのでしょうか？

人類の一人ひとりが、人間として必要としている基本的なニーズとは何でしょうか？

キリストがおられる世界とは、どのようなものなのでしょうか？

キリストなしの世界はどのようのでしょうか？

ルシファーは、どのように現代人を物欲、虚栄心・名誉欲、傲慢へと導いているのでしょうか？

世間が拝んでいる偶像とはいかなるものなのでしょうか？

エゴを中心とすることによる罪は、この社会にどのようにはびこっているのでしょうか？

わたしたちのうちに、不正をただそうとしない怠り、恐れ、あきらめはどのようにあるのでしょうか？

この世の不正の根はどこにあるのでしょうか？

不正はどのように組織化されているのでしょうか？

この世の構造的な罪とはいかなるものなのでしょうか？

前教皇ヨハネ・パウロ二世は、わたしたちが現代世界にはびこる「死の文化」に立ち向かうようにとうながされました。わたしたちは、今のこの日本社会に「いのちの文化」と「死の文化」の衝突をどのように見ているのでしょうか？

今、改憲を推進しようとしている人々を思い浮かべて、彼らの心の中に何があるのかを静かに眺めましょう。

また、改憲を阻止しようとしている人々の心の中にはどのような思いがあるのでしょうか？

わたしたちは、日本が力と富によって世界に君臨しようとする国、あるいはその陣営に組する国となることを選ぶべきなのでしょうか？

それとも、神の無償の愛とあわれみに基づく国をつくっていくべきなのでしょうか？ それは、どのように実現されるのでしょうか？

へりくだりの道を歩まれたイエスの「あなたも一緒にやってくれないか？」との呼びかけを、わたしたちはどのように聴きとるべきなのでしょうか？

第2章 教育基本法の与党改定案についての考察

4月29日に新聞において発表された「教育基本法改正案」(全文)には、

- ・新しく加えられた条と項、
- ・全廃された条、そして
- ・変えられた部分があります。

1. 新しく加えられた条と項

- ・第三条(「生涯学習の理念」)
- ・第四条(「教育機会均等」)の第二項、
- ・第七条(「大学」)
- ・第八条(「私立学校」)
- ・第九条(「教員」、現行法第六条の第二項から新しい条にされました)
- ・第十条(「家庭教育」)
- ・第十一条(「幼児期の教育」)
- ・第十七条(「教育振興基本計画」)

2. 全廃された条

- ・現行法の第五条(「男女共学」)

3. 全般的な懸念事項

(加えられた条と項、そして変えられた部分に関する具体的な懸念事項については、参考資料、「現行教育基本法と与党の改定案との対照比較」において具体的に述べている部分もあります)

現行教育基本法は憲法と密接に結びついています。改定案は、現行の憲法との関係を断ち切ろうとしているようです。「憲法にのっとり」という文言を残した一方、様々な項目で憲法に反する内容が盛り込まれています。たとえば、憲法の9条と深く結びついた現行法の前文にある「真理と平和を希求し」を、「真理と正義を希求し」に変えたのです。米国のイラクに対する戦争は、「正義」の名において行われているし、北朝鮮、中国そ

他のアジア国に対しても「正義」の名において戦争を起こしうることを忘れてはなりません。

また、同じ前文にある「世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した」という文言を「世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである」としました。

そして、「個人の尊厳を重んじ」という文言を残しましたが、それに「公共の精神を尊び」、「伝統を継承し」を入れたのは、教育は個人のためではなく国家のために行われるということにならないでしょうか。

「教育の方針」(現行法の第二条)は、「教育の目標」に変えられ、「我が国と郷土を愛する...態度を養う」ことを教育の目標にしています。その前に、「伝統文化を尊重し、それらをはぐくんできた」とあり、それによって『統治機構の国を愛するのではない』としていますが、それは『愛国心』の強要の歯止めにならないでしょう。このことは、国旗国歌法の国会審議で政府が「強制しない」と、何回も答弁しましたが、法成立後の異常な強制が行われていることによってもあきらかでしょう。

「公共の精神を尊び」、「伝統文化を尊重し」、「豊かな情操と道徳心を培う」、「職業と生活との関連を重視し」、「勤労を重んずる態度」、「国と郷土を愛する」など、多くの徳目が教育の目標にされています。あいまいであるこれらの徳目が評価の対象になり、「態度を養う」という規定によって国家や行政が心の中にまで入り込むことになりかねません。

現行法の十条には、「教育は、...国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」とあり、教育が国家や地方行政、教育委員会などに対してではなく、主権者である国民全体に対して責任を負うことを定めています。しかし、改定案においてはこれが削除され、「教育は、...この法律及び他の法律の定めるところにより、行われるべきものである」としました。その法律を決めるのは主権者である国民全体であろうかという疑問が残ります。

さらに、『不当な支配に服することなく』というのは、国家、

地方公共団体、教育委員会などの介入を防ぐためでありましたが、改定案において、教職員組合や市民運動などに服することがないようにしているのではないのでしょうか。

教育基本法に基づいて定められた学校教育法、私立学校法などがあるのに、どうして「大学」、「私立学校」という新しく加えられた条を、教育基本法に入れる必要があるのでしょうか。

「生涯教育」は国民一人ひとりの責任であり、「家庭教育」と「幼児期の教育」は「父母その他の保護者」の責任であるといいながらも、この改定案を作成するに当たり、責任を負わされる国民と保護者、そして教育の主人公であるはずの子ども、教員や保護者、国民の意見が求められていません。また、かかわっていません。何回か繰り返されている「国及び地方公共団体」の「振興」の内容と方法とは具体的に何でしょうか。

日本国は、1994年に「児童の権利に関する条約」を批准しましたが、教育基本法の改定案において子どもの権利について全く触れていません。また、日本政府が子どもの権利について提出したレポートを、国連の子どもの権利委員会が審査した結果の懸念事項と勧告も何も影響していないようです。特にその審査の結果にある、「子どもの意見の尊重」(27 - 28番)と子どもの「表現及び結社の自由」(29 - 30番)についての懸念と勧告は気になるものです。

<参考資料>

子どもの権利委員会 第35会期

条約44条に基づき締約国により提出された報告書の審査 最終見解：日本（日本弁護士連合会子どもの権利委員会仮訳）

2004年2月26日

子どもの意見の尊重

27. 子どもの意見の尊重について改善するための締約国の努力に留意しつつ、委員会は、社会における子どもに対する伝統的態度が、家庭、学校、その他の施設や社会全体において、子どもの意見の尊重を限定的

なものとしていることを、引き続き懸念する。

28. 委員会は、締約国に対し、権利条約12条に従い、次のとおり勧告する。

子どもに影響する全ての事項、家庭、裁判所及び行政機関、施設、学校、並びに政策立案において、子どもの意見の尊重と子どもの参加を促進し、助長するとともに、子どもに、この権利を確実に認識させること。

特に、親、教育者、政府行政官、裁判官、及び社会一般に対して、子どもの意見が考慮される権利及び子どもに影響を与える事項について参加する権利に関する教育的情報を提供すること。

子どもの意見が考慮される程度及びその政策、計画及び子ども自身に対する影響について、定期的に検証すること。

教育、娯楽、その他の子どものための活動を提供する学校、その他の施設の方針を決定する委員会、その他の組織に子どもが制度的に参加することを確保すること。

4. 市民的権利及び自由

表現及び結社の自由

29. 委員会は、学生、生徒が、キャンパス内外で行う政治的活動に対する制約を懸念する。また、18歳未満の子どもが組織に参加するためには、親の同意を必要とする点を懸念する。

30. 委員会は、締約国に対し、学生、生徒が、キャンパス内外で行う活動に対して規制する法律及び規則並びに組織に参加するためには親の同意を要する点を見直し、権利条約13、14及び15条が完全に実施されるよう確保することを勧告する。

第3章 現行憲法・教育基本法と改定案との比較

1. 自民党憲法改定案（要点のみ）

【現行憲法 前文】

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。

われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

【改定案 前文】

日本国民は、自らの意思と決意に基づき、主権者として、ここに新しい

憲法を制定する。

象徴天皇制は、これを維持する。また、国民主権と民主主義、自由主義と基本的人権の尊重及び平和主義と国際協調主義の基本原則は、不変の価値として継承する。

日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有し、自由かつ公正で活力ある社会の発展と国民福祉の充実を図り、教育の振興と文化の創造及び地方自治の発展を重視する。

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に願い、他国とともにその実現のため、協力し合う。国際社会において、価値観の多様性を認めつつ、圧政や人権侵害を根絶させるため、不断の努力を行う。

日本国民は、自然との共生を信条に、自国のみならずかけがえのない地球の環境を守るため、力を尽くす。

【現行憲法 第2章 戦争の放棄】

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

【改定案 第2章 安全保障】

第9条（平和主義） 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第9条の2（自衛軍） 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。

2 自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 自衛軍は、第一項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、

法律で定める。

【現行憲法 第12条】

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

【改定案 第12条（国民の責務）】

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、保持しなければならない。国民は、これを濫用してはならないのであつて、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う。

【現行憲法 第13条】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【改定案 第13条（個人の尊重等）】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【改定案 第19条の2（個人情報保護等）】（新設）

何人も、自己に関する情報を不当に取得され、保有され、又は利用されない。

2 通信の秘密は、侵してはならない。

【現行憲法 第20条】

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

【改定案 第20条（信教の自由）】

3 国及び公共団体は、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える宗教教育その他の宗教的活動であつて、宗教的意義を有し、特定の宗教に対す

る援助、助長若しくは促進又は圧迫若しくは干渉となるようなものを行つてはならない。

【改定案 第6章 司法（裁判所と司法権）】（3項新設）

3 軍事に関する裁判を行うため、法律の定めるところにより、下級裁判所として、軍事裁判所を設置する。

【現行憲法 第9章 改正】

第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正については前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

【改定案 第9章 改正】

第96条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議に基づき、各議院の総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体であるものとして、直ちに憲法改正を公布する。

2. 与党教育基本法改定案（全文）

【現行法 前文】

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

【改定案 前文】

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造をめざす教育を推進する。

ここに、我々は、憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

（教育の目的）【現行法 第一条】

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

《第一章 教育の目的及び理念》（教育の目的）【改定案 第一条】

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の方針）【現行法 第二条】

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

（教育の目標）【改定案 第二条】

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養う。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養う。

五 伝統文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う。

内心と日常生活への介入にならないでしようか。

「能力を伸ばし」、「創造性を培い」、「自律の精神を養う」など と能力主義の恐れはないでしようか。

（生涯教育の理念）新設【改定案 第三条】

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

現行法の第二条にある「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない」という文言は、改定案の第三条になったようですが、それは個人の義務と責任にされているのではな

いでしょうか。

(教育の機会均等)【現行法 第三条】

すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

二 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

(教育の機会均等)(改定案 第四条)

第一項は現行法と同じ文言。

二 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。(新設)

三 現行法第二項と同じ文言。

「障害のある者」の教育に関して、その機関を選べるのは保護者ではなく、国及び地方公共団体にならないでしょうか。

(義務教育)【現行法 第四条】

国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

二 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

《第二章 教育の実施に関する基本》(義務教育)【改定案 第五条】

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

二 義務教育としておこなわれる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

三 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

四 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

「九年の普通教育」は「別に法律で定めるところにより」となります。

「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」とは、国家の定める資質でしょうか。

「国及び地方公共団体は、義務教育の...実施に責任を負う」とは、「権限」にすりかえていないでしょうか。

(男女共学)【現行法 第五条】

男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであって、教育上男女の共学は、認められなければならない。

【改定案】

全廃

男女平等と男女平等教育のことがなくなっています。

(学校教育)【現行法 第六条】

法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

二 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

(学校教育)【改定案 第六条】

法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

二 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

「教育を受ける者が、...規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高める...」と、学習者の責務にし、「意欲を高める」ことを強制していないでしょうか。そうでない人を切り捨てることにな

らないでしょうか？

（大学）新設【改定案 第七条】

大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

二 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

（私立学校）新設【改定案 第八条】

私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

（教員）現行法の第六条二項から移動し、改定された。【改定案 第九条】

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

二 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

教員は全体の奉仕者であることは削除されました。「全体の奉仕者」として、教員個々が職責の自覚に基づいて行動するための「身分保障」や「待遇の適正」ではなく、国家が定める「自己の崇高な使命」のために働く限りにおいての「身分保障」や「待遇の適正」でしょうか。

（家庭教育）新設【改定案 第十条】

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

二 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために

必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

家庭教育の項を新設。「家庭は、子育てに第一義的な責任を有する」と家庭への責任転嫁でしょうか？ かつ一方で、「国・地方公共団体は家庭教育の支援に努める」ことにし、国家・行政による家庭教育への介入にならないでしょうか？

（幼児期の教育）新設【改定案 第十一条】

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

（社会教育）【現行法 第七条】

家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

二 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

（社会教育）【改定案 第十二条】

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

二 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地方住民等の相互の連携協力）新設【改定案 第十三条】

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

（政治教育）【現行法 第八条】

良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

二 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(政治教育)【改定案 第十四条】

現行法第八条と同じ。

(宗教教育)【現行法 第九条】

宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

二 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

(宗教教育)【改定案 第十五条】

宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

二 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

宗教に関する「一般的な教養」の教育上の尊重規定が挿入されました。

「一般的な教養」の元で、靖国神社をはじめとする国家神道の学校教育への導入の可能性があります。

(教育行政)【現行法 第十条】

教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。

二 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

《第三章 教育行政》(教育行政)【改定案 第十六条】

教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより、行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

二 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

三 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

四 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

「教育は、不当な支配に服することなく」が、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより」に変更されました。教育への国家・行政権力の介入を禁じた現行基本法第10条1項の否定になるようです。国家・行政の教育介入を可能にする一方で、「不当な支配」とは、教職員組合や市民運動等が教育行政を批判するものに向けられ、教育行政を批判することが「違法」行為になり得るでしょう。

「国民全体に対し直接に責任を負って」を削除し、「国と地方公共団体の適切な役割分担及び協力の下に」に変え、「内容」を含めて、国家が一方的に行う主体者となるようです。

(教育振興基本計画)新設【改定案 第十七条】

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

二 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(補則) 【現行法 第十一条】

この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

《第四章 法令の制定》【改定案 第十八条】

この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

この法律の「規定」を実施するため、必要な法令が必ず制定されなければならないようです。

ここで考察のために参考にし、また引用した「改定」案は、4月29日の朝日新聞朝刊と、「教育基本法の改悪を止めよう！ 全国連絡会」のホームページ< <http://www.kyokiren.net> >において紹介されたものです。

資料

日本カトリック司教協議会社会司教委員会『平和と現代の日本カトリック教会 教皇「平和アピール」に答えて』(1981年7月10日) <抜粋>

「...日本国憲法の前文を熟読する時、この憲法が、内外の多くの人の生命を奪った恐るべき前大戦の犠牲の中から生まれ出た最も貴重な宝、戦争の罪科と責任をつぐなう唯一の道であると思います。...日本にとって、日本のカトリック教会にとってこの責任とは平和への責任ではないでしょうか。戦争を放棄し、軍備を捨てた小さくない一つの国があると言うことは、世界平和にとって、世界平和の建設にとってどれほど大きな貢献になるかはかり知れないものがあります。...日本国憲法はその前文で『日本国民は.....政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、.....恒久平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげて、この崇高な理想と目的を達成することを誓う。』

また、第九条では『日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない』と戦争と軍備の放棄を宣言しています。

日本カトリック教会は日本国民が名誉にかけて誓ったこの平和の理想を『時のしるし』としてとらえ、平和への貢献を神のみ旨としてとらえ、決断と勇気をもってこの使命を実行に移さなければならないと思います。

広島での教皇の平和アピールを空文に終わらせないため、日本のカトリック教会は今こそ、平和の推進者、保持者、保護者であることを世に示さなければならないと信じます」

日本カトリック司教協議会社会司教委員会2003年カトリック平和旬間メッセージ『本当にこの道でいいのでしょうか』<全文>

今こそ「時のしるし」を確認しましょう

日本政府は今明らかに一つの方向に突き進んでいます。最終的に自衛隊を正式な軍隊に変え、軍隊を海外にも派遣できる国になる方向です。この方向は、戦後日本が平和憲法の下に歩み始めた道と全く異なるものです。平和憲法を護るのか、棄てるのか、私たちは、今まさに選択を迫られているのです。

教皇訪日に際して当時の社会司教委員会は、『平和と現代の日本カトリック教会』と題するメッセージ(以下、『メッセージ』)を発表しましたが、その中で「憲法9条は時のしるし」と明言しました。最近の有事関連法、イラク復興支援特別措置法など憲法の精神を逸脱する法律が矢継ぎ早に制定されていく状況の中で、わたしたちは改めて憲法9条を核とする平和憲法の中に見られる福音的な「時のしるし」を確認したいと思います。

「償いと和解に至る道」としてのしるし

第一は、「償いと和解に至る道」としてのしるしです。

日中戦争から太平洋戦争に至るまでの15年に及ぶ一連の戦争を振り返るとき、日本はアジア太平洋地域の多大な戦争犠牲者に対する責任があります。戦後補償をしなければならないことは当然ですが、これからは二度と戦争をせず、平和をつくることで、死者への償いを果たし続けなければなりません。『メッセージ』の中にも、「日本国憲法の前文を熟読する時、この憲法が、内外の多くの人の生命を奪った恐るべき前大戦の犠牲の中から生まれ出た最も貴重な宝、戦争の罪科と責任をつぐなう唯一の道である」としています。ヒロシマの原爆慰霊碑にも、「安らかに眠って下さい。過ちは繰返しませぬから」と刻まれています。原子爆弾という恐るべき無差別大量殺戮兵器を投下した直接の責任は米国にあります。この碑の言葉は、日本も含めて戦争を起し推進していった人類の過ちに連なるものとして、私たち自身が「過ちは繰返さない」

という決心を表しているのではないのでしょうか。主イエスの十字架の犠牲が人類の罪の赦しと和解のためであったことを思うとき、日本が戦争を放棄し、アジアや世界の平和のために働き続けることこそが、償いを果たすことにつながり、同時に、傷ついた人間相互の関係を真の和解に導く道なのだと確信します。

「真の平和をつくる道」としてのしるし

第二は、「真の平和をつくる道」としてのしるしです。ダグラス・ラミスという政治学者は、「20世紀に国家の交戦権によって殺された人間の数が約1億5千万人、その半分以上が自国民で自分の国家によって殺されています」と言っています。国家が武装し、戦争権を許したら安全だろうとは決して言えないのです。このことから分かるように、日本は、憲法9条を持つことによって、国を守ることを放棄したではありません。戦力(軍隊)を持たないという方法で国を守り、武力行使をしないで国際紛争解決のために働くと誓ったのです。「戦争を放棄し、軍備を捨てた小さくない一つの国があると言うことは、世界平和にとって、世界平和建設にとってどれほど大きな貢献であるかはかり知れない」のです。

今、世界では、大国が武力によって平和を作り出そうとしています。そして日本もいつの間にかそれに加担しつつあります。しかし、軍事力が本当にお互いの平和をつくるのでしょうか。現在の日本の軍事化に対して、アジア諸国は警戒し、不信任を抱きつつあります。この不信任こそが争いの土壌となります。イエスの「剣をさやに納めなさい。剣を取るものは皆、剣で滅びる」(マタイ26:52)との言葉を重く受けとめ、剣ではない方法でお互いの信頼を醸成し、平和をつくっていくことこそ、何よりも福音が私たちに促している道です。ある国の民間医療グループがイラクに駆けつけたとき、イラク市民が進んで彼らを守ったという事実が報告される一方、米国のイラク攻撃に真っ先に賛同した日本は、あくまで自衛隊派遣にこだわり、武器持参で自衛隊の制服を着た隊員を現地へ派遣しようとしています。このことは、「平和、国際貢献」と同じ言葉を使っても、異なった「道」があることを象徴的に示しています。日本は、その民間医療グループの選んだ「道」を歩むはずではなかったのでしょうか。

日本カトリック司教団戦後60年平和メッセージ『非暴力による平和への道～今こそ預言者としての役割を～』(2005年) <全文>

日本の教会の兄弟姉妹とすべての善意ある人々へ

はじめに

戦後60年目の今年、「日本カトリック平和旬間」[1]にあたり、わたしたち日本カトリック司教団は日本の教会の兄弟姉妹とすべての善意ある人々へ平和メッセージを送ります。

戦後50年に司教団はメッセージ『平和への決意』を発表しました。その中で、戦前から戦中にかけて日本のカトリック教会が「尊いいのちを守るために、神のみ心にそって果たさなければならない預言者的な役割についての適切な認識に欠けていたことを認め」、「神と、戦争によって苦しみを受けた多くの人々に対してゆるしを願い」[2]しました。そしてわたしたちの回心のあかしとして、平和への実現に向かって貢献していくという決意を表明したのです。

それから十年を経て、平和への呼びかけにもかかわらず、世界はいまだに様々な暴力の連鎖から抜け出せないでいます。わたしたちは今こそ預言者としての役割、すなわち、「時のしるしを読み解き、神のメッセージを伝える」という役割を果たさなければならない時であると自覚するものです。

人間の尊厳

平和の前提は、まず「人間の尊厳」にあります。わたしたちは、聖書の教えによって、人間の尊厳は人間社会がつくりだしたものではなく、神によって与えられたものであり、誰も侵してはならない普遍的な権利であると信じます。この「人間の尊厳」を前提にすることによってのみ、一人ひとりの基本的人権が守られるだけでなく、異なる文化を持つ世界の人々が一つにつながり、互いに愛しあう関係へと向かうことができるのです。このような理念は、世界人権宣言[3]や日本国憲法[4]にも明記され、「人間の尊厳」がすべての人に当てはまる普遍的な共通善

であるからこそ、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」[5]と宣言できるのです。

アジアの国々との和解と連帯

この春、東アジア、とくに中国、韓国では、反日運動がこれまでにないほど激しいものとなりました。このような緊張の背景には、さまざまな理由がありますが、そのひとつとして、日本の最近の動きがあります。具体的には歴史認識、首相の靖国神社参拝、憲法改正論議などの問題が挙げられるでしょう。

「過去を振り返ることは、将来に対する責任を担うことです」と教皇ヨハネ・パウロ二世は広島での『平和アピール』[6]で繰り返し訴えました。日本人であるわたしたちは過去の植民地支配や武力による侵略という歴史的事実を真摯に受け止め、反省し、その歴史認識を共有することが求められています。そのことが二度と同じ悲劇を繰り返さないことを誓うことになり、将来に対する責任を担うことにもなるとわたしたちは確信しています。

かつて軍国主義政権の圧力のもとで、当時のカトリック教会の指導者は靖国神社をはじめとする神社参拝を心ならずも「儀礼」[7]として容認してしまいました。このことは過去の出来事として葬り去ることはできません。なぜなら、今まさに同じ危機が目前に迫っているからです。すなわち、憲法改正論議のなかで、政教分離の原則を緩和し、靖国神社参拝を「儀礼」として容認しようという動きが出てきているからです。日本の政教分離(憲法第20条3項)[8]は、天皇を中心とする国家体制が宗教を利用して戦争にまい進したという歴史の反省から生まれた原則なのです。だからこそ、日本国民であるわたしたちにとって、この政教分離の原則を守り続けることが、同じ轍をふまない覚悟を明らかにすることになるのです。

東アジアの人々の信頼を回復し、連帯して平和を築いていくためにも、わたしたちはこれらの確固たる姿勢を示すことが必要ではないでしょうか。

富の公正な分配と環境保全

現在、国家間の経済格差は一向に縮まらないばかりか、むしろ広がっており、さらに富める国でも貧しい国でも、国内での貧富の差が広がってきています。日本も例外ではありません。貧困は、生活苦だけではなく、人の移動とそれに伴う家族の離散、さらには人身・薬物・臓器の売買のような人間の尊厳を踏みにじる問題を生み出しています。教皇ヨハネ・パウロ二世は、現代世界において人権といのちのグローバル化の必要性にふれ、次のように訴えられました。「排除され疎外されているすべての人が、経済的、人間的発展の圏内に入ることができるよう助けること、このことが実現されるためには、現在、わたしたちの世界が豊富に生産している余剰物を振り分けるだけでは不十分です。何よりもまず、生活様式や生産と消費のモデル、そして今の社会を支配している既成の権力構造の変革が必要です。」[9]

また多くの紛争や暴力は、資源をめぐる起きており、地球環境保全が平和構築へむけて取り組むべき重要な課題であると認識されています。限りある資源を有効に使い、みなで公平に分配し、持続可能な方法で資源を管理し、最貧国の債務問題に取り組むことにより、紛争問題の解決に寄与することができるのです。この貧困をなくし、地球環境を守るという課題は、世界の政府、企業、団体、市民の連帯なくして効果を期待することはできません。

非暴力を貫いて連帯を

2001年9月11日に米国で起きた「同時多発テロ」と、それに続くアフガニスタンやイラクに対する攻撃は、世界に衝撃を与え、深い亀裂をもたらしてしまいました。これらの武力攻撃は多くの一般市民を巻き添えにし、暴力の悪循環をもたらしています。このような中で、多くの宗教者や市民が報復反対と対話による和解を呼びかけました。教皇ヨハネ・パウロ二世は、聖パウロの教えに従って、平和は悪が善によって打ち負かされるときにのみもたらされる辛抱強い闘いの成果であることを明らかにしています。軍備と武力行使によってではなく、非暴力を貫き対話によって平和を築く歩みだけが「悪に対して悪をもって報いる」という悪循環から抜け出す唯一の道」[10]なのです。これはガンディーの非暴力による抵抗運動などが示しているように、多くの人々の共感を

よぶものです。この非暴力の精神は憲法第9条の中で、国際紛争を解決する手段としての戦争の放棄、および戦力の不保持という形で掲げられています[11]。60年にわたって戦争で誰も殺さず、誰も殺されなかったという日本における歴史的事実はわたしたちの誇りとするところではないでしょうか。

暴力の連鎖から抜け出せない現代にあって、この非暴力の精神と実践を積極的に広め、世界の人々と共有することにおいて新しい連帯を築き、平和のために力を尽くしていきましょう。

むすび

最後にもう一度、教皇ヨハネ・パウロ二世の『平和アピール』の言葉を引用します。

「各国の元首、政府首脳、政治・経済上の指導者に次のように申します。正義のもとでの平和を誓おうではありませんか。今、この時点で、紛争解決の手段としての戦争は、許されるべきではないという固い決意をしようではありませんか。人類同胞に向かって、軍備縮小とすべての核兵器の破棄とを約束しようではありませんか。暴力と憎しみにかえて、信頼と思いやりを持つようではありませんか。」

わたしたちは、この教皇の『平和アピール』を再び強く訴え、共に神に祈り、共に連帯して非暴力による世界平和を築いていくように呼びかけます。

平和の使徒として国々を歴訪し、預言者としての役割を果たした前教皇の遺志を継ぎ、わたしたちもそれぞれの場で、新教皇ベネディクト16世と心をつにし、平和のために貢献していこうではありませんか。

2005年 カトリック平和旬間に
日本カトリック司教団

<注>

[1]日本のカトリック司教団は1981年の教皇ヨハネ・パウロ二世の広島での「平和アピール」を受けて、翌年から「カトリック平和旬間」(8月6日-15日)を制定

し、特にこの期間世界平和を祈り、平和の決意を行動に移すように呼びかけている。

[2]参照『平和への決意』p.9

[3]参照『世界人権宣言』(日本ユネスコ協会連盟1979年版・前文より「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」)

[4]憲法第11条「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる」。憲法第97条「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」

[5]憲法前文

[6]1981年2月25日、教皇ヨハネ・パウロ二世は広島平和記念公園で全世界に向け9カ国語で平和アピールを行った。

[7]参照(1)「学生、生徒、児童の団体が神社に敬礼することには宗教的意味合いがないことを明確にしてほしい」駐日教皇庁使節と東京教区大司教の鳩山一郎文部大臣宛請願書1932.9.22 (参照『歴史から何を学ぶか』p.51カトリック中央協議会福音宣教研究室編1999年)。

参照(2)「神社参拝は、教育上の理由に基づくもので、学生生徒児童の団体が要求されている敬礼は、愛国心と忠誠を現すものである」(文部省回答1932.9.30 雑宗140号)(参照『歴史から何を学ぶか』p.51カトリック中央協議会福音宣教研究室編1999年)。

参照(3)「日本帝国の司教たちは、次のことを信者に教えるべきである。政府によって国家神道の神社として管理されている神社において通常なされる儀礼は、(政府が数回にわたって行った明らかな宣言から確実に分かるとおり)国家当局者によって、単なる愛国心のしるし、すなわち皇室や国の恩人たちに対する尊敬のしるしと見なされている。……したがって、これらの儀式が単なる社会的な意味しかもっていないものになったので、カトリック信者がそれに参加し、他の国民と同じように振る舞うことが許される。」A.A.S.1936 (翻訳参照『歴史から何を学ぶか』p.134カトリック中央協議会福音宣教研究室編1999年)

[8]憲法第20条「1.信教の自由は、何人にたいしてもこれを保障する。いかなる

宗教団体も、国からの特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。2.何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。3.国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」

[9]教皇ヨハネ・パウロ2世回勅『新しい課題』58

[10]2005年1月1日「世界平和の日」メッセージ 1

[11]憲法第9条「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2.前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

日本カトリック司教協議会社会司教委員会編『非暴力による平和への道 今こそ預言者としての役割を - 司教団・戦後60年平和メッセージを読み深めるために』(2005年7月31日)第2章国際関係における平和(谷大二さいたま司教) <抜粋>

靖国神社と政教分離

…靖国参拝問題には二つの側面があります。一つは政教分離という側面、もう一つは侵略戦争を肯定するという側面です。

憲法20条「信教の自由、国の宗教活動の禁止」は、戦前において宗教(国家神道)と国家とが結びつき、ファシズム政権を生み出してしまったことに対する反省から生まれました。ですから、他国よりも厳しい条文になっています。

最近、内閣総理大臣の靖国神社公式参拝に関して二つの判決がでています。2004年4月7日、福岡地方裁判所は、これを政教分離違反で違憲と判示しました。しかし、同年11月25日の千葉地方裁判所は、憲法判断を避け、原告の慰謝料請求を棄却しています。こうした判例が出ていの中で、自民党は内閣総理大臣の実質的な公式参拝の道を開くために、この条文を緩和し、社会的儀礼の範囲内で国や自治体の宗教活動を認める方向で検討を進めています。

しかし、「参拝を社会的儀礼とする」ことは、過去の歴史から見て、わたしたちカトリック教会にとって重大な意味を持ちます。ここで靖国

神社とカトリック教会のかかわりについて簡単に歴史を振り返ってみましょう。

靖国神社は1879年に内務省、陸・海軍省が管轄する別格官弊社となり、天皇と国体に忠誠を尽くして殉死した人を祀る神社となりました。明治政府は「信教の自由」を認める立場から、靖国神社を「信教の自由」の枠に入れられないために、宗教法人とはせず、宗教を超越したものと位置づけ、臣民すべてに崇敬を「強制」しようとしたのです。

日本のカトリック教会は、1932年、上智大学学生の「靖国神社参拝拒否事件」をきっかけに軍部と世論による迫害、教会の存亡にかかわる危機に陥りました。これを回避するため、参拝は教育上の理由により行われ、その敬礼を愛国心と忠誠の表現と公的に理解し、靖国神社の本質的な宗教性に触れず、宗教的参拝を儀礼として容認するという過ちを犯しました。このことをきっかけに、日本のカトリック教会は神社参拝を奨励することになり、さらには戦争協力の道を歩むことになりました。

敗戦後、1945年12月15日に連合軍最高司令部から出された「神道指令」によって国家神道は廃止され、1946年2月の「宗教法人令」の改正により、それまで天皇と国家から優遇されていた靖国神社は、一神社、一宗教法人に格下げになりました。

カトリック教会では、1946年5月に開かれた定例教区長会議で神社問題を取り上げ、「神社参拝、公私共に禁止」などを決定しています。しかし、「従来の習慣によって宗教として取り扱うことは困難であるから」として仮規定となったままです。

一方、靖国神社は1978年にA級戦犯を「殉難者」として合祀しました。また、1946年に廃止されていた遊就館を1980年に再開するなど、「戦争神社」としての戦前の姿に戻ろうとしています。1981年には「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」が結成され、当時の中曽根総理の公式参拝を皮切りに政府見解も公式参拝の擁護に傾いてきました。自民党からは「靖国神社（国家護持）法案」や「特殊法人化」の動きも出ており、再び、戦前の宗教を越えた別格官弊社のようなものにするかのような動きが見えます。こうした靖国神社や自民党の動きは、過去の侵略戦争を肯定するものと受け取られてもしかたのないものといえます。

この歴史から分かるように、「参拝を儀礼とする」ことには、信教の自由と政教分離の危機、つまり国家と靖国神社の深いつながりが隠れているのです。カトリック教会にとっては過去の過ちを繰り返す危険性があるといえます。ですから、

1. わたしたちは宗教者としての立場から、戦前、戦中の道を再び歩まないためにも、内閣総理大臣の公的な靖国神社参拝は信教の自由と政教分離を定めた憲法20条に抵触する行為であると明確に主張します。内閣総理大臣は行政の長として憲法を遵守すべきです。

2. A級戦犯を合祀する靖国神社に総理大臣が公式参拝することは、侵略戦争を肯定することにつながります。わたしたちは侵略戦争の犠牲となったアジアの兄弟姉妹の立場、侵略戦争を反省する立場、また、軍国主義のもとで犠牲となった人々と遺族の立場から、総理大臣の靖国神社参拝に反対します。

3. また、政教分離を定めた憲法20条を堅持します。それは国民が、戦前のような国家による宗教弾圧を許さないこと、宗教者の国家による戦争協力の強要を許さないことを意思表示することになります。また、このことは戦争責任の明確化の一つとして、アジアの人々の理解を得ていくためにも重要な条件でもあります。

4. もちろん、政府関係者をはじめとする国民と海外からの要人たちが、日本とアジアおよびすべての犠牲者たちを記憶し、平和と不戦の決意を表す場は必要でしょう。そのために、国立公園などにアジアの共通歴史認識を踏まえつつ、ふさわしい施設を早急に作る必要があるでしょう。

憲法改正問題

...ここで、わたしたちは憲法改正の問題について触れざるをえません。わたしたちは憲法を改正することについてはやぶさかではありませんが、明確に次のことを主張します。

1. 自衛隊を軍隊にすること、国際協力の名の下で軍隊を海外に派兵すること、天皇を元首とすること、政教分離の原則を緩和すること、表現、結社、財産権などに制限を加えることなどの考え方は、日本の国のあり方を民主主義から国家主義へとシフトするものであると危惧しま

す。民主主義の基本的な考え方と平和主義を守ってください。

2. 憲法改正手続に関して、憲法96条の定めるところを緩和することは重大なルール違反です。なぜなら、憲法改正という国の根幹に関わる議論は、国民の意見を広くかつ直接聞く必要があるからです。改正の手続きに関しても、改正憲法一括での賛否を問うのでは、国民の意見を十分に反映させることはできません。そればかりか、憲法全文を取り替えるということになれば、それはまさに革命そのものです。憲法改正案については条文ごとに賛否を問う改正手続を望みます。また、国民的議論を広げるために、マスメディアなどを通して、自由に議論できる場と雰囲気を作る必要があります。

3. これからますます国際化する日本社会を想定し、外国人を排除しようとする民族主義的な考え方を放棄し、多文化共生を目指すことができるように、日本のすべての住民の人権が保障されるよう、憲法改正において配慮することを求めます。とくに「国民」は日本に在住するすべての人々を含むことを明記すべきでしょう。

平和主義と民主主義が国際関係の基本理念

...わたしたちは平和な世界を創るために、すべての人に次の聖書のことばを改めて伝えます。「彼らは剣を打ち直して鋤とし、槍を打ち直して鎌とする。国は国に向かって剣を上げず、もはや戦うことを学ばない。」(イザヤ2・4)

戦争や争いは罪のない多くの市民、とくに子どもやハンディを負う人々を犠牲にします。剣を捨て、和解と連帯、すべての民のいのちと人権を尊重することが、だれもが人間らしく生き、平和で安心して暮らせる世界を実現するのです。そのために、現行憲法の基本理念である平和主義、民主主義の伝統を守り、実践することが、国際関係を築いていく前提であり基礎なのです。

イエズス会日本管区長『憲法および教育基本法の改正につい

て(2006年5月12日)

+ 主の平和

どの共同体においてもすでに日々の祈りの巡礼が始まっており、この会を特徴付けている『派遣される者』という観点から、ご自身の招きの道を感謝の思いで振り返っておられることと思います。

さて、皆様もご存知の通り、日本国憲法や教育基本法の改正に関して、さまざまな議論が繰り広げられているだけではなく、5月11日には、教育基本法改正のための特別委員会が衆議院に設置され、来週からは審議にはいると報道されています。憲法の改正は、世界、特に東アジアにおいて平和を実現していくことや日本に住むすべての人の基本的人権を擁護して正義を推進していくこと、政治と宗教を分離することなどにどのような影響を与えるのか危惧されます。また、教育基本法の改正についても、教育に対する行政のかかわり方、思想良心の自由、教育の機会均等のあり方などにどのような影響を与えるのか懸念されることです。

私たちイエズス会員は、キリストのミッションに仕える者として、『平和を実現し、正義を促進する使命を担っている』こと、また『青少年に奉仕して、将来の世界に貢献する使命を受けている』ことを考慮するならば、私たちの使徒職のあり方と深く関係している「憲法や教育基本法の改正の動き」を慎重に見つめ、判断していく必要があると思います。

この一連の動きに関して、イエスの福音の指針や司教団の声明、最近の総会の文書などと照らし合わせながら、祈りのうちに熟慮し、共同体や信徒の方々、協働する人々と分かち合うようお勧めします。

なお、個人的なまとめや共同体の分かち合いのために、ブックレットの作成を社会使徒職委員会にお願いしました。近日中に配布される予定です。

以上、お知らせとお願いまで。

主において、
管区長

「九条の会」アピール

九条の会は「憲法九条を守る」ことを目的に、2004年6月、9人の有識者の呼びかけではじまり、現在では全国各地に、地域や職場などのグループごとに「九条の会」が広がっています。この「九条の会」に賛同して、宗教界でも「宗教者九条の和」が、昨年5月に設立されました（事務局はカトリック正義と平和協議会気付）。「私たちは、9条と自らの信仰・信心を重ねるとともに、この賛同者をさらに大きくひろげたいとの願いを一致点として、宗教界のすみずみにアピールが届くよう、呼びかけをさせていただくことといたしました。」（宗教者九条の和、アピールより）。カトリックの12司教も呼びかけ人となっています。こうした面からも、「九条の会」のアピールには資料的価値があると思いますので、あえて掲載します。

日本国憲法は、いま、大きな試練にさらされています。

ヒロシマ・ナガサキの原爆にいたる残虐な兵器によって、五千万を越える人命を奪った第二次世界大戦。この戦争から、世界の市民は、国際紛争の解決のためであっても、武力を使うことを選択肢にすべきではないという教訓を導きだしました。

侵略戦争をしつづけることで、この戦争に多大な責任を負った日本は、戦争放棄と戦力を持たないことを規定した九条を含む憲法を制定し、こうした世界の市民の意思を実現しようと決心しました。

しかるに憲法制定から半世紀以上を経たいま、九条を中心に日本国憲法を「改正」しようとする動きが、かつてない規模と強さで台頭しています。その意図は、日本を、アメリカに従って「戦争をする国」に変えるところにあります。そのために、集団的自衛権の容認、自衛隊の海外派兵と武力の行使など、憲法上の拘束を実際上破ってきています。また、非核三原則や武器輸出の禁止などの重要施策を無きものにしようとしています。そして、子どもたちを「戦争をする国」を担う者にするために、教育基本法をも変えようとしています。これは、日本国憲法が実現しようとしてきた、武力によらない紛争解決をめざす国の在り方を根本的に転換し、軍事優先の国家へ向かう道を歩むものです。私たちは、この転換を許すことはできません。

アメリカのイラク攻撃と占領の泥沼状態は、紛争の武力による解決が、いかに非現実的であるかを、日々明らかにしています。なにより武力の行使は、その国と地域の民衆の生活と幸福を奪うことでしかありません。一九九〇年代以降の地域紛争への大国による軍事介入も、紛争の有効な解決にはつながりませんでした。だからこそ、東南アジアやヨーロッパ等では、紛争を、外交と話し合いによって解決するための、地域的枠組みを作る努力が強められています。

二〇世紀の教訓をふまえ、二一世紀の進路が問われているいま、あらためて憲法九条を外交の基本にすえることの大切さがはっきりしてきています。相手国が歓迎しない自衛隊の派兵を「国際貢献」などと言うのは、思い上がりでしかありません。

憲法九条に基づき、アジアをはじめとする諸国民との友好と協力関係を発展させ、アメリカとの軍事同盟だけを優先する外交を転換し、世界の歴史の流れに、自主性を発揮して現実的にかかわっていくことが求められています。憲法九条をもつこの国だからこそ、相手国の立場を尊重した、平和的外交と、経済、文化、科学技術などの面からの協力ができるのです。

私たちは、平和を求める世界の市民と手をつなぐために、あらためて憲法九条を激動する世界に輝かせたいと考えます。そのためには、この国の主権者である国民一人ひとりが、九条を持つ日本国憲法を、自分のものとして選び直し、日々行使していくことが必要です。それは、国の未来の在り方に対する、主権者の責任です。日本と世界の平和な未来のために、日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、「改憲」のくわだてを阻むため、一人ひとりができる、あらゆる努力を、いまずぐ始めることを訴えます。

2004年6月10日

井上 ひさし（作家） 梅原 猛（哲学者） 大江 健三郎（作家）
奥平 康弘（憲法研究者） 小田 実（作家） 加藤 周一（評論家）
澤地 久枝（作家） 鶴見 俊輔（哲学者） 三木 睦子（国連婦人会）